

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第32号

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の交付申請) 第3条 <省略> 2 前項に規定する申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者であることを <u>確認できる書類</u> 又は社会保険各法（前条に規定する法令をいう。以下同じ。）による被保険者若しくは被扶養者、 <u>組合員若しくは加入者であることを確認できる書類</u> を添えなければならない。 3及び4 <省略> (子ども医療費の助成申請) 第6条の2 <省略> 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>被保険者若しくは被扶養者、組合員又は加入者であることを確認できる書類</u> (7)及び(8) <省略>	(受給者証の交付申請) 第3条 <省略> 2 前項に規定する申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者であることを <u>証する被保険者証</u> 又は社会保険各法（前条に規定する法令をいう。以下同じ。）による被保険者若しくは被扶養者であることを <u>証する被保険者証、組合員証若しくは加入者証</u> を添えなければならない。 3及び4 <省略> (子ども医療費の助成申請) 第6条の2 <省略> 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>被保険者証、組合員証又は加入者証</u> (7)及び(8) <省略>

<p>(氏名変更等の届出)</p> <p>第9条 条例第8条第1項の規則に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 国民健康保険法による被保険者である子どもにあっては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(5) 社会保険各法による被保険者、<u>組合員又は加入者</u>である子どもにあっては、<u>被保険者等記号・番号等、組合員等記号・番号等又は加入者等記号・番号等</u></p> <p>(6) 社会保険各法による被扶養者である子どもにあっては、子どもが被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は<u>被保険者等記号・番号等、組合員等記号・番号等若しくは加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>(氏名変更等の届出)</p> <p>第9条 条例第8条第1項の規則に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 国民健康保険法による被保険者である子どもにあっては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は<u>被保険者証の記号番号</u></p> <p>(5) 社会保険各法による被保険者、<u>組合員若しくは加入者</u>である子どもにあっては、<u>被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号</u></p> <p>(6) 社会保険各法による被扶養者である子どもにあっては、子どもが被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は<u>被保険者証若しくは組合員証の記号番号</u></p> <p>(7) <省略></p> <p>2 <省略></p>
--	---

第2号様式中「被保険者証（又は組合員証）」を「被保険者、組合員又は加入者の加入資格の確認ができる書類」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。